

奈 総 財 第 5 0 号

平成 1 8 年 5 月 2 日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様
同 中 嶋 肇 様
同 池 田 慎 久 様
同 船 越 義 治 様

奈良市長 藤 原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成 1 6 年 3 月 2 4 日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成 1 5 年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について

2. 奈良市土地開発公社について

(6) 長期保有土地について

【監査結果の要旨】

中ノ川造成事業（用地課）

(イ) 教育委員会の無償利用

野球場およびアーチェリー場として教育委員会が無償で利用している宅地造成事業費特別会計が有している土地については、地方公営企業法第17条の2の独立採算制の原則により、その利用に際しては、適正な賃貸料を奈良市から徴収すべきである。

【措置の内容】

(イ) 奈良市公有財産規則第32条にしたがい、平成18年度から貸付料を徴収いたします。

【監査結果の要旨】

国際交流センター事業用地（国際交流室・文化振興課）

(ウ) 管理部署の一元化

奈良市土地開発公社の保有地でありながら、8年間もならまち振興財団が本格的に使用を続けており、土地と建物の管理部署が異なる状態が継続している。こうした状態では土地の買戻しが行われる可能性は乏しいと思われる。用地と建物を一体で管理すべきである。

【措置の内容】

(ウ) 行政組織の変更に伴い、平成18年度より管理部署が統合され、一体で管理することとなった。

【監査結果の要旨】

史跡文化センター駐車場事業（文化振興課、福祉総務課）

(ア) 事業計画の見直し

事業の計画と経過について事業計画書が発見されず、当初の計画内容や事業の進捗状況について把握できなかった。土地の買戻しもしていない状態で購入目的に関する資料がないという状況は管理が不適切であると言わざるを得ない上、駐車場を建設しないまま平成16年3月には史跡文化センターが閉館する予定であり、当初の事業計画の必要性・実現性に疑問が残る。

なお、史跡文化センターの閉館に伴い当該事業が終了するため、残された土地の処遇について早急に検討する必要がある。

【措置の内容】

(ア) 当用地の事業目的については、「福祉総務課分室整備事業」に変更する旨の手続きを行ないました。